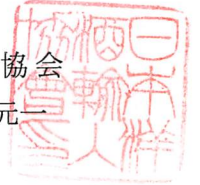


平 28-4号

平成28年7月21日

全国小売酒販組合中央会 御中

日本洋酒輸入協会
理事長 米井 元一



2016年フランス産ボジョレ・ヌーヴォーの販売及び消費の
解禁日前の取扱いについてのご協力依頼

謹啓

貴会におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊協会に格別のご厚誼を賜り心より御礼申し上げます。

さて、ご高承のことと存じますが、ボジョレ・ヌーヴォーの販売及び消費の解禁日は例年、1
1月第3木曜日午前0時と決められております。

本年(2016年)解禁日 11月17日(木)午前0時

解禁日時の遵守については、SOPEXAより別添のような文書が送られてきております。本
年は、フランス側出荷日が各国への円滑な物流を考慮して、10月28日となります。

ボジョレ・ヌーヴォーの販売及び消費の解禁日に関しましては、フランスの原産地統制呼称に
関する法律によって厳しく律されており、これを遵守することは我々インポーター及び販売者の
義務であり、このことによって年一回の新酒が輸出側、消費者の信頼に支えられて我が国輸入ワ
イン市場において安定した地位と市場を確保できているものと確信しております。

つきましては、貴会におかれましても、ボジョレ・ヌーヴォーの販売・消費における、解禁日及
び解禁時間が秩序正しく守られるようご販売担当の方へのご指示をいただけるようお願い申し
上げます。

末筆ながら、貴会の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

謹白

(別添資料) SOPEXAより送付された警告文書

別添



2016年6月30日

〈警告〉

ボジョレ・ヌーヴォー解禁日に向けてのご注意

本年も間もなくボジョレ・ヌーヴォーの解禁日を迎えます。

(2016年は11月17日(木)です)

ボジョレ・ヌーヴォーが、ワインでは比類なき大規模な市場に成長し定着したのは、日本とフランス両国の関係者の信義に基づき、これまで解禁日が守られてきたからにほかなりません。

そのために、例年、日本の輸入業者の方からは解禁日を遵守する旨の誓約書の提出をお願いし、フランスの輸出業者は販売・消費期限厳守のステッカーを表書きするなどして、販売・消費期限厳守に取り組んできております。

このような輸出業者の努力、また輸入業者をはじめ流通、小売店の努力の結果、販売・消費期限については、現在のところ守られていると認識しています。しかし、仮にごく一部の店舗等であっても、1967年制定の政令に反する解禁前の販売・消費という「フライング」をおかすようなことがあると、今までの努力はすべて水泡に帰し、自らの、そして業界全体のヌーヴォービジネスの破綻を招きかねません。

日本の消費者の皆様が快く今年のボジョレ・ヌーヴォーを世界中の消費者と同時に祝せるよう、また、業界のさらなる発展のため、解禁日の厳守に対しまして、輸入業者の皆様は勿論、小売店、飲食店の皆様にいたるまで今一度ご理解とご協力をお願いいたします。

ボージョレーワイン委員会
Inter Beaujolais